

大東市体育協会規約

昭和41年10月10日制定
(平成2年4月27日全部改正)

大東市体育協会規約

昭和41年10月10日	制定
昭和59年4月7日	改正
昭和61年4月12日	改正
平成2年4月27日	改正
平成21年4月23日	改正

第1章 名称および事務所

(名称)

第1条 本会は、大東市体育協会という。

(事務所)

第2条 本会は、事務所を大東市立市民体育館内（大東市寺川一丁目20番20号）に置く。

第2章 目的および事業

(目的)

第3条 本会は、アマチュアスポーツの普及発展とスポーツ精神の高揚を図り、市民の体力向上と併せて、青少年の健全育成に寄与し、明るい健康なまちづくりに貢献することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 体育スポーツに関する企画、調査および研究に関すること。
- (2) スポーツ大会、講習会および教室の開催に関すること。
- (3) 体育およびスポーツの奨励と指導に関すること。
- (4) 各種スポーツ大会への選手および役員の派遣と援助に関すること。
- (5) 体育関係功労者の表彰に関すること。
- (6) 本会に加盟している団体の育成、指導および相互の連絡協調に関すること。
- (7) 関係諸団体との連絡および提携に関すること。
- (8) その他、本会の目的達成に必要なこと。

第3章 組織、加盟および脱退

(会員)

第5条 本会は、次に会員をもって組織する。

- (1) 正会員 市内において、アマチュアスポーツを各種目別に組織するスポーツ団体（以下「競技団体」という。）をいう。
- (2) 賛助会員 本会の目的に賛同する団体および個人をいう。

(承認)

第6条 本会に加盟しようとする団体は、加盟申請書、規約、組織表および役員名簿等を提出し、理事会の承認を受けなければならない。ただし、賛助会員については、会長が承認するものとする。

(脱会)

第7条 会員が脱会しようとするときは、その理由を付して脱退届を提出し、理事会の承認を受けなければならない。

(除名)

第 8 条 会員が次に掲げる事項に該当するときは、理事会で議決し、除名することができる。

- (1) 本会の名を著しく傷つけたと認められるとき。
- (2) 団体組織が解散したと認められるとき。
- (3) 第 5 条の資格を失ったと認められるとき。
- (4) その他、会員として不相当と認められるとき。

第 4 章 役員

(役員)

第 9 条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1 名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 理事長 1 名
- (4) 副理事長 若干名
- (5) 常任理事 若干名
- (6) 理事 若干名
- (7) 会計 1 名
- (8) 会計監査 2 名

(役員の仕事と選出)

第 10 条 役員の仕事およびその選出は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、本会を代表し、会務を統括する。
- (2) 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは、あらかじめ指名された副会長がその職務を代行する。会長および副会長は、総会でその 3 分の 2 以上の賛同を得て任命する。
- (3) 理事長は、会長の命を受けて会務を掌理する。
- (4) 副理事長は理事長を補佐し、理事長に事故あるときは、あらかじめ指名された副理事長がその職務を代行する。理事長および副理事長は、競技団体に所属している中から、総会で承認する。
- (5) 常任理事は、会務の執行にあたり、各競技団体から 1 名を推薦し、総会で選任する。
- (6) 理事は、会務の運営にあたり、各競技団体から 2 名を推薦し、総会で選任する。
- (7) 会計は、本会の会計を担当し、常任理事の互選とする。
- (8) 会計監査は、本会の会計を監査し、常任理事の互選とする。

(役員の仕事)

第 11 条 役員の仕事は、次のとおりとする。

- (1) 役員の仕事は、2 年とする。ただし、再任を妨げないものとする。
- (2) 役員の仕事中に欠員が生じたときは、前条に規定により選出する。補欠役員の仕事は、前任者の残任期間とする。
- (3) 役員は、任期満了後も後任者が就任するまでは引き続き職務を行うものとする。

第 5 章 事務局

(職員)

第 12 条 本会の事務を処理するために事務局を設け、事務局長およびその他の

職員を置く。

2 職員は、会長が任命する。

(事務局規定)

第13条 事務局に関する事項は、別に会長が定める。

第6章 会議

(会議)

第14条 本会の会議は、次のとおりとする。

(1) 総会

(2) 理事会

(3) 常任理事会

(4) 幹部会

(総会)

第15条 総会は、概ね4月に会長が招集し開催する。ただし、必要に応じ臨時に開催することができる。

(審議事項)

第16条 総会は、次の事項を審議する。

(1) 事業報告、会計報告および会計監査報告

(2) 事業計画および予算計画

(3) 役員を選任

(4) 規約の改廃

(5) その他、重要事項

(校正)

第17条 総会は、正会員中から選出された代表者（各競技団体から3名）で構成し、3分の2以上の出席がなければ、開催することができない。ただし、委任出席は認めるものとする。

(理事会)

第18条 理事会は、総会に次ぐ決議および運営機関であって、会長が招集し、総会から委任のあった事項およびその他の重要な事項を審議および運営する。

2 理事会の構成は、役員をもって充てる。

3 理事会は、概ね毎月1回開催し、会長が招集する。

(常任理事会)

第19条 常任理事会は、総会または理事会から委任のあった事項および会務執行上必要な事項を審議し、執行する。

2 常任理事会は、会長、副会長、理事長、副理事長および常任理事で構成し、必要の応じ会長が招集する。

(幹部会)

第20条 幹部会は、本会の運営上、必要な事項を審議し、執行する。

2 幹部会は、会長、副会長、理事長、副理事長および3部会長で構成し、概ね毎月1回開催し、会長が招集する。

(議長)

第21条 総会の議長は、総会で選出し、理事会、常任理事会および幹部会の議長は、理事長になる。

(決議)

第22条 会議の議決は、出席人数の過半数をもって可決し、可否同数のときは

議長がこれを定める。ただし、次の事項については、出席人数の3分の2以上の賛成をもって可決する。

- (1) 役員を選任に関する事。
- (2) 加盟、脱退および除名に関する事。
- (3) その他、特に重要な事項に関する事。

第7章 名誉会長、顧問および参与

(名誉会長、顧問および参与)

第23条 本会に、名誉会長を置く。

2 名誉会長は、本市の市長をもって充てる。

3 必要に応じ、顧問および参与を置くことができる。

(委嘱)

第24条 顧問および参与は、総会または理事会の承認を経て、会長が委嘱する。

(会議発言)

第25条 顧問および参与は、会議に出席し、発言することができる。ただし、議決に加わることはできない。

第8章 会計

(種類)

第26条 本会の会計は、次に掲げるものをもって充てる。

- (1) 会費
- (2) 賛助会費
- (3) 市事業委託金
- (4) 補助金
- (5) 寄付金
- (6) 事業収入
- (7) その他の収入

(会費)

第27条 本会の正会員は、毎月6月末までに会費を納入しなければならない。

2 正会員の会費は、別に定める。

(会計年度)

第28条 本会の会計年度は、毎年4月1日から始まり、翌年3月末日までとする。

(会計監査)

第29条 会計監査は、本会の財務処理について、正常に管理および運営されているか適宜監査を行い、その結果を総会若しくは理事会に報告しなければならない。

第9章 専門委員会

(設置)

第30条 本会は、会務を遂行するために必要あるときは、各種の専門委員会を設置することができる。

2 専門委員会に関する事項は、理事会で別に定める。

第10章 委任

(委任)

第31条 この規定に定めのない事項については、理事会の承認を経て別に定める。

付 則

この規約は、平成2年4月27日から施行する。

付 則

この規約は、平成21年4月23日から施行する。